

許 可 条 件 (案)

- (1) 都市公園法、津市都市公園条例及び各種関係法令を遵守して下さい。
- (2) 許可を得た目的以外に使用してはなりません。
- (3) この許可に係る権利を第三者に譲渡し又は転貸することはできません。
- (4) 許可を得た公園施設（以下、「本施設」という。）の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は施設の敷地内における工作物の設置を行うことはできません。
- (5) 本施設について、良好な状態に保持してください。
- (6) 香良洲高台防災公園内自動販売機設置に係る実施要領の記載事項を遵守してください。
- (7) ロビー、廊下等の共用部分又は本施設の周辺に物品を設置することはできません。
- (8) 本施設を設け、又は管理する期間が満了したとき、又は公園施設の管理を廃止したときは、申請者の費用負担によりただちに都市公園を現状に回復し、都市公園工事完了（原状回復）届（第10号様式）を提出して下さい。
- (9) 本施設の維持管理等に伴い公園内へ車両を乗り入れる場合は、事前に公園管理者と協議を行って下さい。
- (10) 使用料は、年額●●●●●●円（うち消費税及び地方消費税の額●●●●●●円）とする。ただし、令和7年度分は、●●●●●●円とする。年の中途において本契約が終了したときは、その年分の賃料は、日割計算（年365日）によって算定した額（1円未満切捨て）とする。消費税率及び地方消費税率の改正があったときは、改正後の消費税率及び地方消費税率に基づき算定した賃料に改定されるものとする。
- (10) 次に係る費用は、許可を受けた者の負担とする。
 - ・公園施設設置（管理）許可申請に要する費用
 - ・自動販売機（証明用計器（子メーター）及び回収ボックスを含む。）の調達、設置及び移設に係る費用
 - ・電気使用料等の自動販売機の運用に係る費用
 - ・その他事業実施に係る一切の費用
- (11) 許可を受けた者が本施設を使用するために必要な光熱費及び上下水道使用料に相当する額（以下「光熱水費相当額」という。）を市が指定する期日までに市に支払うものとする。

- (12) 公園利用者及びその他の施設等に損害等を及ぼした場合や本施設の設置及び使用に伴い第三者からの苦情等は、許可を受けた者の責任において対応して下さい。
- (13) 設置期間の更新はありません。期間満了に合わせて次期設置事業者の公募を検討します。